

## 我が国の司法と原子力・参考資料

平成 28 年 6 月 16 日  
Cubic Argument 代表  
弁護士 大江弘之

\*本参考資料に係る意見は一切が著者の私見である。

### 第 1 原発運転差止訴訟のキーワード

- 民事訴訟（行政訴訟も民事訴訟の一つ）
  - ✓ 原告と被告との対立構造
  - ✓ 訴訟物を巡る争い
    - 訴訟物とは（新堂・293 頁）
      - ①原告の被告に対する一定の法的利益の主張
      - ②特定の判決をせよとの裁判所に対する要求
  - ✓ 原発運転差止訴訟は原告（＝地域住民）が、原発を保有する被告（＝一般電気事業者）に対し、不法行為に基づく差止請求をするもの。
  - ✓ 本訴（訴訟）と仮処分との関係。

#### 民事保全法

（趣旨）

第一条 民事訴訟の本案の権利の実現を保全するための仮差押え及び係争物に関する仮処分並びに民事訴訟の本案の権利関係につき仮の地位を定めるための仮処分（以下「民事保全」と総称する。）については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

- ✓ 行政訴訟も民事訴訟の一つである。

#### 行政事件訴訟法

（この法律に定めがない事項）

第七条 行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。

- ①人格権と②差止請求権
  - ✓ 人格権についての公的な定義は存在しない。
  - ✓ 下記裁判例（≠判例）の記載においては、①人格権の法的性質及び②人格権に基づく差止請求権の性質が述べられている。

- ✓ 差止請求権の法的根拠は、学説上議論はされているが、定まった見解はない。人格権の保護のために必要であるという権利説や不法行為からの原状回復のために必要であるという不法行為説などが指摘されている。
- ✓ 訴訟においては、①人格権として保護されるかどうか、②差止請求権が認められるかどうかは個別に検討される。

大阪高判昭和 50 年 11 月 27 日（大阪国際空港夜間飛行禁止等請求事件）

※①、②は筆者追記

およそ、個人の生命・身体の安全、精神的自由は、人間の存在に最も基本的なことがらであつて、法律上絶対的に保護されるべきものであることは疑いがなく、また、人間として生存する以上、平穩、自由で人間たる尊厳にふさわしい生活を営むことも、最大限度尊重されるべきものであつて、憲法一三条はその趣旨に立脚するものであり、同二五条も反面からこれを裏付けているものと解することができる。このような、①個人の生命、身体、精神および生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであつて、その総体を人格権ということができ、このような人格権は何人もみだりにこれを侵害することは許されず、②その侵害に対してはこれを排除する権能が認められなければならない。すなわち、人は、疾病をもたらす等の身体侵害行為に対してはもとより、著しい精神的苦痛を被らせあるいは著しい生活上の妨害を来す行為に対しても、その侵害行為の排除を求めることができ、また、その被害が現実化していなくともその危険が切迫している場合には、あらかじめ侵害行為の禁止を求めることができるものと解すべきであつて、このような人格権に基づく妨害排除および妨害予防請求権が私法上の差止請求の根拠となりうるものということが出来る。

…人格権の内容をなす利益は人間として生存する以上当然に認められるべき本質的なものであつて、これを権利として構成するのに何らの妨げはなく、実定法の規定をまたなくとも当然に承認されるべき基本的権利であるというべきである。…

これを本件についてみるに、前記のとおり、本件空港の供用によつて生ずる航空機の騒音等は、原告ら全員に著しい精神的苦痛と生活妨害をもたらし、さらに身体被害をも一部の者にはすでに与え、他の者をも同様の危険に暴しているものと認められるのであるから、原告らの人格権は侵害されているものというべきである。そして、その被害の重大性を考えるならば、その救済のためには、過去の損害の賠償を命ずるだけで

は不十分であつて、差止めの問題を十分検討しなければならない。

➤ 行政の裁量と司法審査

- ✓ 裁判所は、専門技術的な事項について、まず行政の審査基準及び判断を前提とし、当該審査基準及び判断が合理的点がないかという審査をする。
- ✓ 裁判所自らが、原発の設置許可の有無を判断するわけではない。
- ✓ 裏を返せば、専門技術的な事項は、行政の裁量に委ねられている。

伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件（平成 4 年 10 月 29 日民集 46 卷 6 号 1174 頁）

原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであつて、現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。

➤ 立証責任

- ✓ 立証責任とは、真偽不明の場合の取り扱いのこと。ある事実について立証責任を負う側が立証責任を果たせない場合、当該事実がないものとみなされる。
- ✓ 立証責任の有無は法律によって規定されるが、通常は原告（申立人）にあると考えてよい。
- ✓ しかし、原子力発電所に係る請求のように、証拠が事業者側に偏在していると通例想定される場合に、立証責任のない被告にまずは説明させる義務を負わせるという運用になっている。

伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件（平成 4 年 10 月 29 日民集 46 卷 6 号 1174 頁）

原子炉施設の安全性に関する被告行政庁の判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟においては、右判断に不合理な点がある

この主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものであるが、被告行政庁の側において、まず、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議において用いられた具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される。

## 第 2 原発運転差止訴訟をみる

### 1 検討する訴訟等一覧

事件名	訴訟提起日・申立日	決定（内容）	裁判官
1 平成 24 年（ワ）第 394 号、平成 25 年（ワ）第 63 号大飯原発 3、4 号機運転差止請求事件	平成 25 年 3 月 11 日	平成 26 年 5 月 21 日・請求認容	福井地方裁判所民事第 2 部 裁判長裁判官 樋口 英明 裁判官 石田 明彦 裁判官 三宅 由子
2 平成 26 年（ヨ）第 31 号 大飯原発 3,4 号機及び高浜原発 3,4 号機運転差止仮処分命令申立事件	平成 26 年 12 月 5 日	①高浜原発 平成 27 年 4 月 14 日・申立認容 ②大飯原発 平成 27 年 12 月 24 日・申立却下	①福井地方裁判所民事第 2 部 裁判長裁判官 樋口 英明 裁判官 原島 麻由 裁判官 三宅 由子 ②福井地方裁判所民事第 2 部 裁判長裁判官 林 潤 裁判官 中村 修輔

			裁判官 三宅 由子
3 平成 27 年（モ）第 38 号 保全異議申 立事件 【配布資料】	平成 27 年 4 月 17 日	平成 27 年 12 月 24 日・申立認容	福井地方裁判所民 事第 2 部 裁判長裁判官 林 潤 裁判官 山口 敦士 裁判官 中村 修輔
4 平成 27 年（ヨ）第 6 号 原発再稼働 禁止仮処分命令申 立事件	平成 27 年 1 月 30 日	平成 28 年 3 月 9 日・ 申立認容	大津地方裁判所民 事部 裁判長裁判官 山本 善彦 裁判官 小川 紀代子 裁判官 平瀬 弘子

## 2 判決・決定等の分析

### (1) 裁判例 1 の分析（福井地裁・大飯原発）

#### ① 人格権に対する考え方（裁判例 1）

- ✓ 人格権を上回る価値なし。
- ✓ 差止めによって不利益の大きさを考慮する必要は（実質的には）なし。

個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるといえることができる。人格権は憲法上の権利であり（13条、25条）、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。したがって、この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。人格権は各個人に由来するものであるが、その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質

を有するとき、その差止めの要請が強く働くのは理の当然である。

② 原子力発電所に求められるべき安全性と司法の役割（裁判例 1）

- ✓ 電気を生産する活動<人格権
- ✓ 少なくともかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然+裁判所に課された最も重要な責務

原子力発電所に求められるべき安全性、信頼性は極めて高度なものでなければならず、万一の場合にも放射性物質の危険から国民を守るべく万全の措置がとられなければならない。

…生命を守り生活を維持する利益は人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利とすることができる。本件ではこの根源的な権利と原子力発電所の運転の利益の調整が問題となっている。原子力発電所は、電気の生産という社会的には重要な機能を営むものではあるが、原子力の利用は平和目的に限られているから（原子力基本法 2 条）、原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由（憲法 22 条 1 項）に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。しかるところ、大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。かような危険を抽象的にでもはらむ経済活動は、その存在自体が憲法上容認できないというのが極論にすぎるとしても、少なくともかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である。このことは、土地所有権に基づく妨害排除請求権や妨害予防請求権においてすら、侵害の事実や侵害の具体的危険性が認められれば、侵害者の過失の有無や請求が認容されることによって受ける侵害者の不利益の大きさという侵害者側の事情を問うことなく請求が認められていることと対比しても明らかである。

新しい技術が潜在的に有する危険性を許さないとすれば社会の発展はなくなるから、新しい技術の有する危険性の性質やもたらす被害の大きさが明確でない場合には、その技術の実施の差止めの可否を裁判所において判断することは困難を極める。しかし、技術の危険性の性質やそのもたらす被害の大きさが判明している場合には、技術の実施に当たっては危険の性質と被害の大きさに応じた安全性が求められることになるから、この安全性が保持されているかの判断をすればよいだけであり、危険性を一定程度容認しないと社会の発展が妨げられるのではない

かといった葛藤が生じることはない。原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる。

…具体的危険でありさえすれば万が一の危険性の立証で足りるところに通常の差止訴訟との違いがある。

③ 踏み込んだ立証責任及び司法審査の判断

- ✓ 伊方原発の判断枠組みを踏襲していない。
- ✓ 原子力規制委員会の新規制基準は関係ないとのスタンス。

(②) の理は、上記のように人格権の我が国の法制における地位や条理等によって導かれるものであって、原子炉規制法をはじめとする行政法規の在り方、内容によって左右されるものではない。

…放射性物質の使用施設の安全性に関する判断については高度の専門性を要することから科学的、専門技術的見地からなされる審査は専門技術的な裁量を伴うものとしてその判断が尊重されるべきことを原子炉規制法が予定しているものであったとしても、この趣旨とは関係なく(②)の観点から司法審査がなされるべきである。したがって、改正原子炉規制法に基づく新規制基準が原子力発電所の安全性に関わる問題のうちいくつかを電力会社の自主的判断に委ねていたとしても、その事項についても裁判所の判断が及ぼされるべきであるし、新規制基準の対象となっている事項に関しても新規制基準への適合性や原子力規制委員会による新規制基準への適合性の審査の適否という観点からではなく、(1)の理に基づく裁判所の判断が及ぼされるべきこととなる。

④ 冷却機能の維持（地震について）

- ✓ 大規模な地震の発生を予知できていないのは公知の事実と判断。
- ✓ 「安全余裕の意味自体が明らかでない」。
- ✓ 万が一の危険という基準で見れば、何事も危険になる。

この地震大国日本において、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観的見通しにしかすぎない上、基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得るといっているのであれば、そこでの危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる。このような施設のあ

り方は原子力発電所が有する前記の本質的な危険性についてあまりにも楽観的といわざるを得ない。

⑤ 使用済核燃料の危険性

- ✓ 使用済核燃料についても堅固な施設によって防御される必要がある。

使用済み核燃料は本件原発の稼動によって日々生み出されていくものであるところ、使用済み核燃料を閉じ込めておくための堅固な設備を設けるためには膨大な費用を要するということに加え、国民の安全が何よりも優先されるべきであるとの見識に立つのではなく、深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとにかような対応が成り立っているといわざるを得ない。

⑥ 原発の安全性に対する判断と差止めの必要性

- ✓ 新規制基準では不十分と判断。
- ✓ 差止めは危険軽減に適切で有効な手段と判断。

国民の生存を基礎とする人格権を放射性物質の危険から守るという観点からみると、本件原発に係る安全技術及び設備は、万全ではないのではないかという疑いが残るといにとどまらず、むしろ、確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ち得る脆弱なものであると認めざるを得ない。

…本件原子炉及び本件使用済み核燃料プール内の使用済み核燃料の危険性は運転差止めによって直ちに消失するものではない。しかし、本件原子炉内の核燃料はその運転開始によって膨大なエネルギーを放出することになる一方、運転停止後においては時の経過に従って確実にエネルギーを失っていくのであって、時間単位の電源喪失で重大な事故に至るようなことはなくなり、破滅的な被害をもたらす可能性がある使用済み核燃料も時の経過に従って崩壊熱を失っていき、また運転停止によってその増加を防ぐことができる。そうすると、本件原子炉の運転差止めは上記具体的危険性を軽減する適切で有効な手段であると認められる。

⑦ 国益に関する判断

- ✓ 傍論（判決に必要ではない部分）。裁判所の価値観が分かる一節。
- ✓ 裁判所がいう「法的」とは一体何のことかはよく分からない。

当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えてい



る。我が国における原子力発電への依存率等に照らすと、本件原発の稼働停止によって電力供給が停止し、これに伴って人の生命、身体が危険にさらされるという因果の流れはこれを考慮する必要のない状況であるといえる。被告の主張においても、本件原発の稼働停止による不都合は電力供給の安定性、コストの問題にとどまっている。このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている。

また、被告は、原子力発電所の稼働がCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）排出削減に資するもので環境面で優れている旨主張するが（第3の6）、原子力発電所でひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであって、福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである。

⑧ 結論

- ✓ 何故、250 キロメートルなのかについては確たる指摘がない。敢えていえば、「原子力委員会委員長が福島第一原発から250キロメートル圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性を検討した」という指摘が参考になる。

原告らのうち、大飯原発から250キロメートル圏内に居住する者（別紙原告目録1記載の各原告）は、本件原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があると認められるから、これらの原告らの請求を認容すべきである。

（2）裁判例2－①（高浜原発）の分析

- 人格権についての考え方や司法審査の基準など大上段に構えた指摘はない。伊方原発の判例を踏襲し、原子力規制委員会の規制基準についての当否を判断しており、判断方法に変化が見られる。
- ただし、地震に対する考え方や使用済み核燃料に対する指摘については裁判例1と同様の考え方に立っており、結論は同じ方向（再稼働反対）に向いている。
- 裁判所は、川内原発再稼働に係る規制委員会委員長の発言を取り上げて、自身の結論を補強する材料に使っている。

本件原発の安全施設，安全技術には多方面にわたる脆弱性があるといえる。そして，この脆弱性は，〔1〕基準地震動の策定基準を見直し，基準地震動を大幅に引上げ，それに応じた根本的な耐震工事を実施する，〔2〕外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるように耐震性を S クラスにする，〔3〕使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む，〔4〕使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性を S クラスにするという各方策がとられることによってしか解消できない。

原子力規制委員会はこれらの各問題について適切に対処し本件原発の安全性を確保する役割を果たすことが求められているが（設置法 1 条，3 条，4 条），原子力規制委員会が策定した新規制基準は上記のいずれの点についても規制の対象としていない。

…新規制基準に求められるべき合理性とは，原発の設備が基準に適合すれば深刻な災害を引き起こすおそれが万が一にもないといえるような厳格な内容を備えていることであると解すべきことになる。しかるに，新規制基準は緩やかにすぎ，これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。原子力規制委員会委員長の「基準の適合性を審査した。安全だということは申し上げない。」という川内原発に関しての発言は，…文字どおり基準に適合しても安全性が確保されているわけではないことを認めたにほかならないと解される。新規制基準は合理性を欠くものである。そうである以上，その新規制基準に本件原発施設が適合するか否かについて判断するまでもなく，債権者らの人格権侵害の具体的危険性が肯定できるということになる。

### （3）裁判例 2－②（大飯原発）の分析

- 再稼働する前に差止請求を認める必要はないという判断。
- したがって、規制基準やその適用性の妥当性について判断したものではない。裁判例 3 において規制基準の妥当性については判断が示されている。

…設置変更許可に係る審査に当たっては，原子力規制委員会によって発電用原子炉施設の位置，構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして新規制基準に適合するか否かが審査されるのであり…，少なくとも，同委員会が本件原発について設置変更許可をするよりも前の段階においては，本件原発の再稼働が差し迫っていると認めることはできず，著しい損害又は急迫の危険を避けるため直ちに本件原発の再稼

働を差し止める必要があると認めるに足りる特段の事情のあることが疎明されない限り、保全の必要性を肯定することはできないというべきである。

…前記特段の事情について更に検討すると、新規制基準では、基準地震動や基準津波の策定に当たって最新の科学的・技術的知見を踏まえること等が求められている（設置許可基準規則解釈別記 2 第 4 条 5 項，同解釈別記 3 第 5 条 1 項。乙 17，90）のであるから、今後、本件基準地震動や本件基準津波に関連して新たな知見が明らかになれば、その知見を反映して本件基準地震動及び本件基準津波の再評価が行われるのは当然のことというべきであるし、現時点において、本件各申請に係る原子力規制委員会の審査結果が合理性を欠くことが明らかであり、直ちに本件原発の再稼働を差し止めなければ本件原発の安全な再稼働を確保することができないなどの事情をうかがわせる疎明資料もない。そうすると、本件原発について、著しい損害又は急迫の危険を避けるため直ちに再稼働を差し止める必要があると認めるに足りる特段の事情のあることが疎明されたということもできない。

#### （４）裁判例 3（裁判例 2－①に対する保全異議）の分析（配布資料参照）

- 原子力規制委員会の規制基準及び判断の合理性を是認する内容。
  - ① 司法審査の在り方について
    - ✓ 原子力規制委員会の特質及び原子炉設置許可等の判断の専門性を指摘し、当該委員会の判断の妥当性について審査すべしとの立場（伊方原発と同様の立場）。
    - ✓ 立証責任に対する考え方も伊方原発と同様。
  - ② 基準値振動の合理性
    - ✓ 規制委員会において専門的・技術的知見に基づき中立公正な立場で個別かつ具体的に審査する枠組みが採用され、内容は合理的。
    - ✓ 規制委員会の判断に不合理な点はない。
  - ③ 耐震安全性の相当性
    - ✓ 耐震重要度の区別も含め、考え方には合理性があるとの判断。
    - ✓ 規制委員会の判断に不合理な点はない。
  - ④ 使用済核燃料の危険性
    - ✓ 規制内容に合理性が有る。
    - ✓ テロ等の事象を考慮しても、規制委員会の判断に不合理な点はない。
  - ⑤ 地震以外の外部事象の危険性

- ✓ 規制内容に合理性が有る。
- ✓ 規制委員会の判断に不合理な点はない。

（5）裁判例 4（大津地裁・高浜原発）

- 福井地裁とは異なる判断手法を用いている。伊方原発の判例の枠組みを踏襲しつつ、立証期間の制限という新たな判断手法を採用している。
- 議論の方法としては、（関電側から）「資料が提出されていない。疎明がない」との判断を繰り返し、結果的に人格権の侵害のおそれを認めた。

① 主張立証責任について

- ✓ 1 年以内に主張しないと、差止めの仮処分を認めるという態度。

原子力発電所の付近住民がその人格権に基づいて電力会社に対し原子力発電所の運転差止めを求める仮処分においても、その危険性すなわち人格権が侵害されるおそれが高いことについては、最終的な主張立証責任は債権者らが負うと考えられるが、原子炉施設の安全性に関する資料の多くを電力会社側が保持していることや、電力会社が、一般に、関係法規に従って行政機関の規制に基づき原子力発電所を運転していることに照らせば、上記の理解はおおむね当てはまる。そこで、本件においても、債務者において、依拠した根拠、資料等を明らかにすべきであり、その主張及び疎明が尽くされない場合には、電力会社の判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。

しかも、本件は、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制行政に大幅な改変が加えられた後の…事案であるから、債務者は、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制行政がどのように変化し、その結果、本件各原発の設計や運転のための規制が具体的にどのように強化され、債務者がこの要請にどのように応えたかについて、主張及び疎明を尽くすべきである。

当裁判所は、当裁判所において原子力規制委員会での議論を再現することを求めるものではないし、原子力規制委員会に代わって判断すべきであると考えられるものでもないが、新規制基準の制定過程における重要な議論や、議論を踏まえた改善点、本件各原発の審査において問題となった点、その考慮結果等について、債務者が道筋や考え方を主張し、重要な事実に関する資料についてその基礎データを提供することは、必要であると考えられる。そして、これらの作業は、債務者が既に原子力規制委員会において実施したものと考えられるから、その提供が

困難であるとはいえないこと、本件が仮処分であることから、これらの主張や疎明資料の提供は、速やかになされなければならない、かつ、およそ 1 年の審理期間を費やすことで、基本的には提供することが可能なものであると判断する。

② 過酷事故対策について

- ✓ 原子力発電所の事故は、環境破壊は国境を超えるという甚大な災禍をもたらすとの判断
- ✓ 福島第一原発事故の原因は究明され尽されたとはいえないとの判断（新規制基準を暗に批判？）

新規制基準において、新たに義務化された原発施設内での補完的手段とアクシデントマネジメントとして不合理な点がないことが相当の根拠、資料に基づいて疎明されたとはいえない

③ 耐震性能

- ✓ 断層が連動して動く可能性を否定できない。
- ✓ 松田式のサンプルが少なく、基準値振動が十分と疎明されていない。
- ✓ 資源を特定せず策定する地震動の調査の完全性は担保されていない。

④ 津波、テロ対策

- ✓ 津波に対する安全性能については、「大規模な津波が発生したとは考えられないとまでいってよいか、疑問なしとしない」。
- ✓ テロ対策は「他の関係法令に基づき国によって対処されるべき」。

⑤ 避難計画

- ✓ 新規制基準の外延を構成する避難計画を策定すべきとの判断。

⑥ 結論

本件各原発は一般的な危険性を有すること…に加え、東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所事故という、原子力発電所の危険性を実際に体験した現段階においては、債務者において本件各原発の設計や運転のための規制が具体的にどのように強化され、それにどう応えたかの主張及び疎明が尽くされない限りは、本件各原発の運転によって債権者らの人格権が侵害されるおそれがあることについて一応の疎明がなされたものと考えべきところ、本件各原発については、

福島第一原子力発電所事故を踏まえた過酷事故対策についての設計思想や、外部電源に依拠する緊急時の対応方法に関する問題点…、耐震性能決定における基準地震動策定に関する問題点…について危惧すべき点があり、津波対策や避難計画についても疑問が残る…など、債権者らの人格権が侵害されるおそれが高いにもかかわらず、その安全性が確保されていることについて、債務者が主張及び疎明を尽くしていない部分があることからすれば、被保全権利は存在すると認める。

### 第 3 司法について

#### 1 司法・裁判官とは

日本国憲法	大日本帝國憲法
<p>第六章 司法</p> <p>第七十六条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。</p> <p>2 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。</p> <p>3 <u>すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。</u></p> <p>第七十七条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。</p> <p>2 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。</p> <p>3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に</p>	<p>第 5 章 司法</p> <p>第 57 条 司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ</p> <p>2 裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム</p> <p>第 60 条 特別裁判所ノ管轄ニ属スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム</p> <p>第 61 条 行政官庁ノ違法処分ニ由リ権利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ属スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス</p>

<p>委任することができる。</p> <p>第七十八条 <u>裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。</u></p> <p>第七十九条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。</p> <p>2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。</p> <p>3 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。</p> <p>4 審査に関する事項は、法律でこれを定める。</p> <p>5 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。</p> <p>6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。</p> <p>第八十条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。</p>	<p>第 58 条 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス</p> <p>2 裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ処分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ</p> <p>3 懲戒ノ条規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム</p>
--	--

<p>2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。</p> <p>第八十一条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。</p> <p>第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。</p> <p>2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。</p>	<p>第 59 条 裁判ノ対審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ対審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得</p>
--	---

(1) 司法権とは

- 「司法は権利の侵害に対し法律の規準によりこれを判断する」(伊藤・89 頁)  
参考：「行政は法律を執行し又は公共の安寧秩序を保持し人民の幸福を増進するために便利の経理及び処分を為す」
- 「司法権とは、具体的な訴訟について、法を適用し、宣言することによってこれを裁定する国家の作用」(芦部・326 頁)
  - 我が国には憲法裁判所はない。
- 裁判所の違憲立法審査権（日本国憲法 81 条）
  - 最高裁判所が出した違憲判決・決定

尊属殺重罰規定事件（最大判昭和 48 年 4 月 4 日（刑集 27 卷 3 号 265 頁））  
 薬事法距離制限事件（最大判昭和 50 年 4 月 30 日（民集 29 卷 4 号 572 頁））  
 議員定数不均衡事件（最大判昭和 60 年 7 月 17 日（民集 39 卷 5 号 1100 頁））  
 森林法共有分割制限事件（最大判昭和 62 年 4 月 22 日（民集 41 卷 3 号 408 頁））



郵便法免責規定事件（最大判平成 14 年 9 月 11 日（民集 56 卷 7 号 1439 頁））  
在外邦人選挙権制限事件（最大判平成 17 年 9 月 14 日（民集 59 卷 7 号 2087 頁））  
非嫡出子国籍取得制限事件（最大判平成 20 年 6 月 4 日（民集 62 卷 6 号 1367 頁））  
非嫡出子法定相続分規定事件（最大決平成 25 年 9 月 4 日（民集 67 卷 6 号 1720 頁））  
女子再婚禁止期間事件（最大判平成 27 年 12 月 16 日判例時報 2284 号 20 頁）

## （2）裁判官について（司法権の独立）

- 「裁判の公正を保とうとするためには、裁判官に威権の干渉を離れ、不羈の地に立って勢位の得失の政論の冷熱に牽束されないようにすべき」（伊藤・93 頁）
- 日本国憲法においては、裁判官は法律または憲法にのみ拘束される（日本国憲法 76 条 3 項）とされ、心身の故障以外には国会に設置された裁判官弾劾裁判所の弾劾裁判によらずして懲戒されない（日本国憲法 78 条、裁判所法 49 条、国会法第 16 章、裁判官弾劾法）。
  - 裁判所は、裁判官に対して分限（戒告又は 1 万円の過料（≠科料））のみ（裁判官分限法）を行うことができる。
  - 報酬は減額されず（日本国憲法 79 条 6 項）、その他意思に反する免官、転官、転所、職務の停止もされないと定められる（裁判所法 48 条 2 項）。

## （3）法律（憲法）と判例

- 法律・憲法に「人格権」とは書いていない。解釈の産物。
- 判例とはほぼ最高裁判所の法律的判断であると考えてよい（中野・9 頁）。

法律的判断→事実そのものではない
- 判例違反は、刑事訴訟及び民事訴訟における上告及び上告受理申立て事由となっており、判例が裁判所の判断を拘束することになっている。
- 上級審の裁判所の裁判における判断は、その事件について下級審の裁判所を拘束する（裁判所法 4 条）。

### 刑事訴訟法

第四百五条 高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に対しては、左の事由があることを理由として上告の申立をすることができる。

- 一 憲法の違反があること又は憲法の解釈に誤があること。

<p>二 最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと。</p> <p>三 最高裁判所の判例がない場合に、大審院若しくは上告裁判所たる高等裁判所の判例又はこの法律施行後の控訴裁判所たる高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと。</p>
<p>民事訴訟法</p> <p>（上告受理の申立て）</p> <p>第三百十八条 上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。</p>

## 2 実際の裁判官について

### （1）裁判官も官僚組織の一つである

- 最高裁判所は規則制定権（日本国憲法 77 条 1 項）を有し、司法行政事務をつかさどる（裁判所法 12 条 1 項）。
- 最高裁判所以下各裁判所の司法行政事務は、裁判官会議によって行う（裁判所法 12 条 1 項、20 条、29 条 2 項、31 条の 5）。簡易裁判所のみ異なる（裁判所法 37 条）。
- 最高裁判所以下各裁判所は、懲戒処分こそ有さないものの、監督権は有している（裁判所法 80 条）。
- 裁判官の政治運動はご法度とされている（裁判所 52 条 1 号？）。

<p>第五十二条（政治運動等の禁止） 裁判官は、在任中、左の行為をすることができない。</p> <p>一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること。</p>
<p>最判平成 10 年 12 月 1 日（民集 52 卷 9 号 1761 頁）</p> <p>裁判官分限事件の決定に対する即時抗告事件・寺西判事補分限事件</p> <p>* 本件は、戒告処分の適否を巡る紛争である。</p> <p style="text-align: center;">【懲戒の原因となる事実】</p> <p>抗告人は、本件集会において、パネルディスカッションの始まる直前、</p>

数分間にわたり、会場の一般参加者席から、仙台地方裁判所判事補であることを明らかにした上で、「当初、この集会において、盗聴法と令状主義というテーマのシンポジウムにパネリストとして参加する予定であったが、事前に所長から集会に参加すれば懲戒処分もあり得るとの警告を受けたことから、パネリストとしての参加は取りやめた。自分としては、仮に法案に反対の立場で発言しても、裁判所法に定める積極的な政治運動に当たるとは考えないが、パネリストとしての発言は辞退する。」との趣旨の発言をし（以下、本件集会におけるこの原告人の言動を「本件言動」という。）、本件集会の参加者に対し、本件法案が裁判官の立場からみて令状主義に照らして問題のあるものであり、その廃案を求めることは正当であるという原告人の意見を伝えることによって、本件集会の目的である本件法案を廃案に追い込む運動を支援し、これを推進する役割を果たし、もって積極的に政治運動をして、裁判官の職務上の義務に違反した。

【最高裁の判例】

四 「積極的に政治運動をすること」の意義及びその禁止の合憲性

1 憲法は、近代民主主義国家の採る三権分立主義を採用している。その中で、司法は、法律上の紛争について、紛争当事者から独立した第三者である裁判所が、中立・公正な立場から法を適用し、具体的な法が何であるかを宣言して紛争を解決することによって、国民の自由と権利を守り、法秩序を維持することをその任務としている。このような司法権の担い手である裁判官は、中立・公正な立場に立つ者でなければならず、その良心に従い独立してその職権を行い、憲法と法律にのみ拘束されるものとされ（憲法七六条三項）、また、その独立を保障するため、裁判官には手厚い身分保障がされている（憲法七八条ないし八〇条）のである。裁判官は、独立して中立・公正な立場に立ってその職務を行わなければならないのであるが、外見上も中立・公正を害さないように自律、自制すべきことが要請される。司法に対する国民の信頼は、具体的な裁判の内容の公正、裁判運営の適正はもとより当然のこととして、外見的にも中立・公正な裁判官の態度によって支えられるからである。したがって、裁判官は、いかなる勢力からも影響を受けることがあってはならず、とりわけ政治的な勢力との間には一線を画さなければならない。そのような要請は、司法の使命、本質から当然に導かれるところであり、現行憲法下における我が国の裁判官は、違憲立法審査権を有し、法令や処分の憲法適合性を審査することができ、また、行政事件や国家賠償請求事件などを取扱い、立法府や行政府の行為の適否を判断する権限を有しているのであるから、特にその要請が強いというべ

きである。職務を離れた私人としての行為であっても、裁判官が政治的な勢力にくみする行動に及ぶときは、当該裁判官に中立・公正な裁判を期待することはできないと国民から見られるのは、避けられないところである。身分を保障され政治的責任を負わない裁判官が政治の方向に影響を与えるような行動に及ぶことは、右のような意味において裁判の存立する基礎を崩し、裁判官の中立・公正に対する国民の信頼を揺るがすばかりでなく、立法権や行政権に対する不当な干渉、侵害にもつながることになるということが出来る。

これらのことからすると、裁判所法五二条一号が裁判官に対し「積極的に政治運動をすること」を禁止しているのは、裁判官の独立及び中立・公正を確保し、裁判に対する国民の信頼を維持するとともに、三権分立主義の下における司法と立法、行政とのあるべき関係を規律することにその目的があるものと解される。

なお、国家公務員法一〇二条及びこれを受けた人事院規則一四一七は、行政府に属する一般職の国家公務員の政治的行為を一定の範囲で禁止している。これは、行政の分野における公務が、憲法の定める統治組織の構造に照らし、議会制民主主義に基づく政治過程を経て決定された政策の忠実な遂行を期し、専ら国民全体に対する奉仕を旨とし、政治的偏向を排して運営されなければならない、そのためには、個々の公務員が政治的に、一党一派に偏することなく、厳に中立の立場を堅持して、その職務の遂行に当たることが必要となることを考慮したことによるものと解される（最高裁昭和四四年（あ）第一五〇一号同四九年一月六日大法廷判決・刑集二八卷九号三九三頁参照）。これに対し、裁判所法五二条一号が裁判官の積極的な政治運動を禁止しているのは、右に述べたとおり、裁判官の独立及び中立・公正を確保し、裁判に対する国民の信頼を維持するとともに、三権分立主義の下における司法と立法、行政とのあるべき関係を規律することにその目的があると解されるのであり、右目的の重要性及び裁判官は単独で又は合議体の一員として司法権を行使する主体であることにかんがみれば、裁判官に対する政治運動禁止の要請は、一般職の国家公務員に対する政治的行為禁止の要請より強いものというべきである。また、国家公務員法一〇二条及び人事院規則一四一七は、一般職の国家公務員が禁止される政治的行為について、同条が自ら規定しているもののほかは、同規則六項が具体的に列挙したものに限定され、政治的色彩が強いと思われる行為であっても、具体的列挙事項のいずれにも該当しないものは、同条の禁止する「政治的行為」には当たらないものとし、しかも、同規則六項は、五号か

ら七号までに定めるものを除き、同規則五項の定義する「政治的目的」をもってする行為のみを「政治的行為」と規定している。これは、右禁止規定の違反行為が懲戒事由となるほか刑罰の対象ともなり得るものである（同法一一〇条一項一九号）ことから、懲戒権者等のし意的な解釈運用を排するために、あえて限定列挙方式が採られているものと解される。これに対し、裁判官の禁止される「積極的に政治運動をすること」については、このような限定列挙をする規定はなく、その意味はあくまで右文言自体の解釈に懸かっている。裁判官の場合には、強い身分保障の下、懲戒は裁判によってのみ行われることとされているから、懲戒権者のし意的な解釈により表現の自由が事実上制約されるという事態は予想し難いし、違反行為に対し刑罰を科する規定も設けられていないことから、右のような限定列挙方式が採られていないものと解される。これらのことを考えると、裁判所法五二条一号の「積極的に政治運動をすること」の意味は、国家公務員法の「政治的行為」の意味に近いと解されるが、これと必ずしも同一ではないというのが相当である。

以上のような見地に立って考えると、「積極的に政治運動をすること」とは、組織的、計画的又は継続的な政治上の活動を能動的に行う行為であって、裁判官の独立及び中立・公正を害するおそれがあるものが、これに該当すると解され、具体的行為の該当性を判断するに当たっては、その行為の内容、その行為の行われるに至った経緯、行われた場所等の客観的な事情のほか、その行為をした裁判官の意図等の主観的な事情をも総合的に考慮して決するのが相当である。

2 …抗告人は、諸外国において裁判官の政治的行為の自由は広く認められているなどと主張するが、本件においては、本件言動が我が国の裁判官の行為として裁判所法五二条一号に違反したとみられるか否か、その禁止が我が国の憲法二一条一項に違反するか否かが問題であり、歴史的経緯や社会的諸条件等を異にする諸外国における法規制やその運用の実態は、一つの参考資料とはなり得ても、これをそのまま我が国に当てはめることはできない。のみならず、どこの国においても裁判官の政治的な行動には程度の差こそあれ裁判の本質に基づく一定の限界を認めているのであって、裁判所法五二条一号が特異な規定であるとはいえない。なお、同号は、以上のような理由により憲法二一条一項に違反しないものである以上、市民的及び政治的権利に関する国際規約一九条に違反するといえないことも明らかである。

五 本件言動の裁判所法五二条一号該当性

特定の法律を制定するか否かの判断は、国の唯一の立法機関である国会の専権に属するものであるところ、裁判官が、一国民として法律の制定に反対の意見を持ち、その意見を裁判官の独立及び中立・公正を疑わしめない場において表明することまでも禁止されるものではないが、前記事実関係によれば、本件集会は、単なる討論集会ではなく、初めから本件法案を悪法と決め付け、これを廃案に追い込むことを目的とするという党派的な運動の一環として開催されたものであるから、そのような場で集会の趣旨に賛同するような言動をすることは、国会に対し立法行為を断念するよう圧力を掛ける行為であって、単なる個人の意見の表明の域を超えることは明らかである。このように、本件言動は、本件法案を廃案に追い込むことを目的として共同して行動している諸団体の組織的、計画的、継続的な反対運動を拡大、発展させ、右目的を達成させることを積極的に支援しこれを推進するものであり、裁判官の職にある者として厳に避けなければならない行為というべきであって、裁判所法五二条一号が禁止している「積極的に政治運動をすること」に該当するものといわざるを得ない。

なお、例えば、裁判官が審議会の委員等として立法作業に関与し、賛成・反対の意見を述べる行為は、立法府や行政府の要請に基づき司法に携わる専門家の一人としてこれに協力する行為であって、もとより裁判所法五二条一号により禁止されるものではない。裁判官が職名を明らかにして論文、講義等において特定の立法の動きに反対である旨を述べることも、その発表の場所、方法等に照らし、それが特定の政治運動を支援するものではなく、一人の法律実務家ないし学識経験者としての個人的意見の表明にすぎないと認められる限りにおいては、同号により禁止されるものではないといえることができる。また、裁判所は、司法制度の運営に当たる立場にあり、規則制定権を有していることなどにかんがみると、司法制度に関する法令の制定改廃についても、一定の意見を述べることもできるものと解される。しかし、本件において抗告人が行ったように、特定の法案を廃案に追い込むことを目的とする団体の党派的運動を積極的に支援するような行動をすることは、これらとは質の異なる行為であるといわざるを得ない。

**(2) 裁判官は良心にしたがって職務を行い、憲法及び法律にのみ拘束される**

- 過去にも下級審（地裁・高裁）で珍しい判断が示されたことがある。
- 砂川事件・第一審判決（東京地裁昭和 34 年 3 月 30 日判例時報 180 号 2 頁）通称「伊達判決」

- ✓ アメリカ合衆国軍隊は日本国憲法に反すると判断。

わが国が外部からの武力攻撃に対する自衛に使用する目的で合衆国軍隊の駐留を許容していることは、指揮権の有無、合衆国軍隊の出動義務の有無に拘らず、日本国憲法第九条第二項前段によつて禁止されている陸海空軍その他の戦力の保持に該当するものといわざるを得ず、結局わが国内に駐留する合衆国軍隊は憲法上その存在を許すべからざるものといわざるを得ないのである。

- 長沼ナイキ訴訟・第一審判決（札幌地裁昭和 48 年 9 月 7 日判例時報 712 号 24 頁）。通称「福島判決」

- ✓ 自衛隊は日本国憲法に反すると判断。

自衛隊の編成、規模、装備、能力からすると、自衛隊は明らかに「外敵に対する実力的な戦闘行動を目的とする人的、物的手段としての組織体」と認められるので、軍隊であり、それゆえに陸、海、空各自衛隊は、憲法第九条第二項によつてその保持を禁ぜられている「陸海空軍」という「戦力」に該当するものといわなければならない。そしてこのような各自衛隊の組織、編成、装備、行動などを規定している防衛庁設置法（昭和二九年六月九日法律第一六四号）、自衛隊法（同年同月同日法律第一六五号）その他これに関連する法規は、いずれも同様に、憲法の右条項に違反し、憲法第九八条によりその効力を有しえないものである。

- 自衛隊のイラク派兵差止等請求控訴事件（名古屋高裁平成 20 年 4 月 17 日判例時報 2056 号 74 頁）

- ✓ 傍論（法律上の判断に不必要な部分）で自衛隊のイラク派遣が日本国憲法に反すると判断。

現在イラクにおいて行われている航空自衛隊の空輸活動は、政府と同じ憲法解釈に立ち、イラク特措法を合憲とした場合であっても、武力行使を禁止したイラク特措法 2 条 2 項、活動地域を非戦闘地域に限定した同条 3 項に違反し、かつ、憲法 9 条 1 項に違反する活動を含んでいることが認められる。

#### 第 4 原発差止訴訟の総括と今後の方針

##### 1 裁判の評価

- 同じ裁判官が関わっている判決・決定がある。
- キーワードは「人格権の価値」

Q 仮処分で国益に関する重要な方針を覆すことがなぜできるのか。

Q 原発の安全性評価という専門性の高い内容について、専門の規制委が下している判断を一裁判官が、言葉だけの不安表明で停止という重要判断をくだしてもよいのか

- ✓ 「人格権の価値」と「原発運転による利益」（ひいては国益）が比較されている。
- ✓ 「人格権の価値」を高く評価するからこそ「具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然」との判断がなされる。
- 科学的合理性の観点からすれば不合理なのかは明らか。
- ✓ 裁判所は科学的合理性の観点に立って判断をしていない。

## 2 今後の見通し

- 訴訟に備える
  - ✓ 裁判所に間違いを教えるという姿勢は大切。
    - 前提事実（原発の仕組み等）判決文の具体的にどの部分が間違っているのかについて、リストアップし、裁判所に見せると有効である。
  - ✓ 人格権の制約を正当化する①・人格権の価値を考える
    - 侵害されうる人格権の価値を明らかにする（福島第一原発事故等の事故を踏まえ、どのような不利益が周辺住民に起きうるのかについて具体的に説明する）。
    - 周辺住民の承諾というロジックを用いる。
  - ✓ 人格権の制約を正当化する②・原子力発電の運転の利益を高める。
    - 運転の利益についての法律上の位置づけが必要である。
      - 原子力発電だけに認められる利益というのは考えづらい。比較的な利益に留まる。科学的合理性の観点からは比較こそが重要であるが、裁判所に対して十分な説得力を有するか不明。
    - 全国民の承諾（＝法律）というロジックを用いる。
- 周辺住民を訴えられるか

Q 上級審で判決が覆った場合、被害をこうむった電力会社は原告に損害賠償を請求できるのか（関西電力は損害賠償を要求するとの報道がある）。

- ✓ 訴えの提起が不法行為になることはありうる。

最高裁昭和 63 年 12 月 16 日（民集 42 卷 1 号 1 頁）

法的紛争の当事者が当該紛争の終局的解決を裁判所に求めうることは、法治国家の根幹にかかわる重要な事柄であるから、裁判を受ける権利は最大限尊重されなければならない、不法行為の成否を判断するにあ



たつては、いやしくも裁判制度の利用を不当に制限する結果とならないよう慎重な配慮が必要とされることは当然のことである。したがって、法的紛争の解決を求めて訴えを提起することは、原則として正当な行為であり、提訴者が敗訴の確定判決を受けたことのみによつて、直ちに当該訴えの提起をもつて違法ということはできないというべきである。一方、訴えを提起された者にとつては、応訴を強いられ、そのために、弁護士に訴訟追行を委任しその費用を支払うなど、経済的、精神的負担を余儀なくされるのであるから、応訴者に不当な負担を強いる結果を招くような訴えの提起は、違法とされることのあるのもやむをえないところである。

以上の観点からすると、民事訴訟を提起した者が敗訴の確定判決を受けた場合において、右訴えの提起が相手方に対する違法な行為といえるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係（以下「権利等」という。）が事實的、法律的根拠を欠くものであるうえ、提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られるものと解するのが相当である。けだし、訴えを提起する際に、提訴者において、自己の主張しようとする権利等の事實的、法律的根拠につき、高度の調査、検討が要請されるものと解するならば、裁判制度の自由な利用が著しく阻害される結果となり妥当でないからである。

- ✓ 原発差止訴訟において、現時点での立法状況や国内情勢を踏まえれば、訴えの提起が不法行為となることはまず考えられない。

➤ 国全体の動向

**Q** 国の政策はどうなるのか

- ✓ 裁判所もまた官僚組織であることに鑑みれば、我が国が国策として原子力発電の推進という目標を放棄しない限りは、上級審においては国策に沿った判断がなされる蓋然性が高い（ただし、最近の傾向をみると断定はできない）。

**Q** このような独断を防ぐための法的処置（チェック機能）はないのか。

- ✓ 裁判官の弾劾という方法が考えられるが、①事後的対応にならざるを得ない。②三権分立の観点から現状の国会議員は弾劾に慎重になると考えられることから、現実的な方法とは言い難い。
- ✓ 下記のとおり、法律の改正によって「原子力発電の位置づけ」を明確にす

ることは考えられる。

**Q** 今後このような動きは拡大するか。だとするとそれを阻止する方法は

- ✓ 裁判を受ける権利は保障されており、裁判の提起そのものを止める方法はない。
- ✓ 民事保全手続の利用のハードルを上げる。
  - 法律の改正もしくは裁判所の運用によって民事保全手続の利用にあたって、申立人に適正な担保を積ませるようにする。
- ✓ 原子力規制委員会の運用実績を作り上げる。
- ✓ 関係法律の改正
  - 原子力発電所の運転が、人格権を上回る利益であると位置づける。
  - 原子力発電所の周囲の敷地を買い取る方法を電力事業者に与える（土地収用法と同じ発想）

当該土地に住み続ける権利<人格権 と考えられる。

**Q** 裁判官の原発に対する考えは一般的に言ってどのようなものか。

- ✓ 一般的な考えはどのようなものかは計り知れない。

#### 【参考文献】

芦部信善『憲法（第 5 版）』（岩波書店、平成 23 年）＊最新版は第 6 版

伊藤博文『憲法義解（國家學會藏版）』（丸善株式会社、昭和 10 年）

中野次雄編『判例とその読み方（補訂版）』（有斐閣、平成 18 年）。

新堂幸司『新民事訴訟法（第 4 版）』（弘文堂、平成 20 年）＊最新版は第 5 版

原田直彦『行政法要論（全訂第 6 版）』（学陽書房、平成 20 年）＊最新版は全訂第七版補訂二版

瀬木比呂志『絶望の裁判所』（講談社現代新書、平成 26 年）

井上薫『原発賠償の行方』（新潮社、平成 23 年）

門田隆将『裁判官が日本を滅ぼす』（新潮文庫、平成 17 年）

裁判官弾劾裁判所ウェブサイト、<http://www.dangai.go.jp/index.html>

## 別紙 1 原発関連事件・経過整理

- 1 美浜原子力発電所 1 号機, 3 号機, 大飯原子力発電所 1 号, 3 号, 4 号機及び高浜原子力発電所 1 号, 4 号機の原発再稼働禁止仮処分申立事件  
平成 23 年（ヨ）第 67 号 原発再稼働禁止仮処分命令申立事件（大津地決平成 26 年 11 月 27 日決定。申立棄却）
  
- 2 大飯発電所 1～4 号機, 高浜発電所 1～4 号機, 美浜発電所 1～3 号機を運転差止訴訟  
平成 25 年（ワ）第 696 号 原発再稼働禁止及び運転差し止め請求事件（訴訟継続中）
  
- 3 大飯原発 3、4 号機、高浜原発 3、4 号機再稼働禁止
  - (1) 福井地裁  
平成 24 年（ワ）第 394 号、平成 25 年（ワ）第 63 号大飯原発 3、4 号機運転差止請求事件（平成 26 年 5 月 21 日判決。原告請求認容）  
平成 26 年（ヨ）第 31 号 大飯原発 3,4 号機及び高浜原発 3,4 号機運転差止仮処分命令申立事件  
大飯原発 3,4 号機の申立は却下（平成 27 年 12 月 24 日決定）。  
高浜原発 3,4 号機の申立は認容（平成 27 年 4 月 14 日決定）。  
平成 27 年（モ）第 38 号 保全異議申立事件（高浜 3,4 号機）申立人：関西電力  
大飯原発 3,4 号機の申立の却下と同日（平成 27 年 12 月 24 日決定）に、  
保全異議認容決定
  - (2) 大津地裁  
平成 27 年（ヨ）第 6 号 原発再稼働禁止仮処分命令申立事件(高浜 3,4 号機)（平成 28 年 3 月 9 日決定。申立人の申立認容）  
平成 28 年（モ）第 12 号 保全異議申立事件（高浜 3,4 号機）申立人：関西電力  
（継続中）  
平成 28 年（モ）第 13 号 仮処分執行停止事件(高浜 3,4 号機)申立人：関西電力  
（継続中）

\* 東日本大震災発生前から、浜岡原発 1～4 号機運転差止め請求訴訟（静岡地裁平成 19 年 10 月 26 日判決）や志賀原発 2 号機運転差止め請求訴訟（名古屋高裁金沢支部平成 21 年 3 月 18 日・判例時報 2045 号 3 頁）等の訴訟が提起されている。

別紙 2 時系列表

日時	事件
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災発生。
同年 8 月 2 日	申立・平成 23 年（ヨ）第 67 号 原発再稼働禁止仮処分命令申立事件
平成 25 年 3 月 11 日	訴訟提起・平成 24 年（ワ）第 394 号、平成 25 年（ワ）第 63 号大飯原発 3、4 号機運転差止請求事件
平成 25 年 12 月 24 日	訴訟提起・平成 25 年（ワ）第 696 号 原発再稼働禁止及び運転差し止め請求事件
平成 26 年 5 月 21 日	判決（請求認容）・平成 24 年（ワ）第 394 号、平成 25 年（ワ）第 63 号大飯原発 3、4 号機運転差止請求事件
平成 26 年 11 月 27 日	決定（申立却下）平成 23 年（ヨ）第 67 号 原発再稼働禁止仮処分命令申立事件
平成 26 年 12 月 5 日	申立・平成 26 年（ヨ）第 31 号 大飯原発 3,4 号機及び高浜原発 3,4 号機運転差止仮処分命令申立事件
平成 27 年 1 月 30 日	申立・平成 27 年（ヨ）第 6 号 原発再稼働禁止仮処分命令申立事件
平成 27 年 4 月 14 日	決定（高浜原発につき申立認容）平成 26 年（ヨ）第 31 号大飯原発 3,4 号機及び高浜原発 3,4 号機運転差止仮処分命令申立事件
平成 27 年 12 月 24 日	決定（大飯原発につき申立却下）平成 26 年（ヨ）第 31 号大飯原発 3,4 号機及び高浜原発 3,4 号機運転差止仮処分命令申立事件 決定（申立認容）・平成 27 年（モ）第 38 号保全異議申立事件
平成 28 年 3 月 9 日	決定（申立認容）・平成 27 年（ヨ）第 6 号 原発再稼働禁止仮処分命令申立事件(高浜 3,4 号機)